AM において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA_{15} ＝ 0.0119

BA_{16} ＝ 0.0078

BA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0142
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01471
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

BA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01437
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713

BA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01444
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01693

BA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01499
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01656

BA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

政特例債並びに符号 AM において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA_{14} ＝ 0.0189

BA_{15} ＝ 0.0119

BA_{16} ＝ 0.0078

BA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0143
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0144
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

BA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01473
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01744

BA_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01479
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01726

BA_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01439
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01715

BA_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01445
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01695

BA_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0152
　　イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

BA_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0152